

【病3-41】

秋田大学医学部附属病院医薬品等受託研究審査委員会内規に関する申し合わせ

[制定] 平成23年12月22日

秋田大学医学部附属病院医薬品等受託研究審査委員会内規（以下「内規」という。）に関し、次のとおり申し合わせ事項を定める。

1. 第2条関係

ファーマコゲノミクス（薬理遺伝学）解析を含む治験の審議について

- (1) ファーマコゲノミクス解析を含む治験については、通常の治験と同様に、GCP省令に基づき医薬品等受託研究審査委員会で調査審議を行う。

ただし、医薬品等受託研究審査委員会において、当該内容が医薬品等受託研究審査委員会の範疇を超えていると判断された場合は、倫理審査委員会にて審議を行うこととする。

附 則

この申し合わせは平成23年12月22日から実施する。

附 則

この申し合わせは平成27年4月1日から実施する。